

阿賀野市 中小企業者向け制度融資について(ご案内)

阿賀野市では、中小企業の皆様が事業を行っていく上で必要な運転資金や設備資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じて下記の制度融資を実施しています。

また、新潟県信用保証協会保証料の補給も行っております。ぜひご活用ください。

【阿賀野市制度融資】

阿賀野市地方産業育成資金

- | | |
|------------|-------------------------|
| 特徴①
低金利 | 特徴②
融資限度額
1,000万円 |
|------------|-------------------------|

阿賀野市中小商工業振興資金

- 特徴①
低金利
 - 特徴②
融資限度額
2,000万円
 - 特徴③
借換資金も対象

このような方はぜひご利用ください！

- ・資金繰りを安定させたい方
 - ・設備の導入を検討している方
 - ・販路拡大に向けて新しいことに挑戦するために資金を必要とする方

など

制度融資をご利用いただける方

中小企業者（信用保証協会の信用保証の対象業種を営んでいること。）※

【融資対象となる中小企業者の範囲】

業種	下記のいずれかに該当する法人または個人	
	従業員	資本金
工業等	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 対象とならない業種は

農業・林業・漁業・風俗営業飲食店・金融業・娯楽業・公務など
(上記業種でも一部対象となるものもあります。)

阿賀野市役所 商工観光課 商工振興係

〒959-2092 阿賀野市岡山町10番15号

TEL : 0250-62-2510 FAX : 0250-61-2037

阿賀野市制度融資一覧

		阿賀野市地方産業育成資金	阿賀野市中小商工業振興資金
融資対象者		次の要件を満たす中小企業者 ・市内に住所または事業所を有し、1年以上同一事業を営む。 ・信用保証協会の信用保証対象業種を営む。(※1) ・市税を過去1年間完納している。 ・阿賀野市暴力団排除条例を遵守する。	次の要件を満たす中小企業者 ・市内に住所または事業所を有し、1年以上同一事業を営む。 ・信用保証協会の信用保証対象業種を営む。(※1) ・市税を過去1年間完納している。 ・阿賀野市暴力団排除条例を遵守する。 ・前回融資より6ヶ月以上経過し、かつ据置期間を経過している。
資金用途 融資期間	運転資金	5年(据置6ヶ月以内)	10年(据置12ヶ月以内)
	設備資金 (土地取得は除く) (※2)	7年(据置6ヶ月以内)	
	借換資金(※3)	—	
融資限度額		1,000万円	2,000万円
利率	信用保証付き (責任共有制度無)	年1.7%	
	信用保証付き (責任共有制度有)	年1.9%	
	信用保証なし	年2.20%	
信用保証料 補給率	融資額(※4) 300万円以下	100%	
	融資額 300万円超	50%	

※1 対象とならない業種は、農業・林業・漁業・風俗営業飲食店・金融業・娯楽業・公務 等。
(上記業種でも一部対象となるものもあります。)

※2 生産・設備に係る建物の取得は対象。

※3 借換の対象となるのは、阿賀野市地方産業育成資金と阿賀野市中小商工業振興資金です。

※4 各資金の300万円以下100%補給は、令和7年3月31日までの適用となります。

◆ 取り扱い金融機関 ◆ 以下の金融機関窓口でご相談ください。

- 第四北越銀行水原支店・水原中央支店 TEL : 62-4111
- 大光銀行水原支店 TEL : 62-2830
- 大光銀行安田支店 TEL : 68-4233
- はばたき信用組合阿賀野支店 TEL : 62-2880
- はばたき信用組合安田支店 TEL : 68-2228